

横浜監獄小田原少年監における 「低能者」処遇に関する考察

末 松 恵

はじめに

日本における知的障害者福祉の形成は、行政の管轄によって、恤救型(厚生省)・文政型(文部省)・行刑型(司法省)に三分され、領域ごとに異なった生い立ちや歴史が存在するといわれている。すなわち、救護施設や児童相談所など社会事業の進展という流れ、公教育における特別学級の設置など学校制度や教育方法の発展という流れ、さらに犯罪・非行少年たちに混在していた知的障害者をどのように分類処遇してきたかの三つの流れとされる⁽¹⁾。明治30年代、公教育の普及とともに知的障害児童の存在が明らかとなり、学校教育における重度障害児の排除がおこなわれた。しかし同時に、通常の児童より学業成績の劣る中軽度の障害児(低能者)の存在が顕在化することとなり、その後大正期にかけて、救貧施設や感化院そして少年監獄等において「低能者」への対応が議論されていくようになるのである。本研究では、このうちの行刑領域を対象とし、明治大正期の少年監獄に焦点をあてながら、当時「低能者」と呼称された人々がどのように捉えられ、いかなる処遇が展開されたのかを検討する。

3領域中の行刑領域における処遇の特徴についてふれるならば、少年監獄では施設の設置目的にかかわって、つねに少年らの「出獄後」が展望され、そのための教育方法や保護の手続き等が試行されていた。すなわち、いかに再犯を

防止するのが行刑の最大目標であり、その処遇内容は、とりわけ社会防衛や国家統治のありように影響されるものであったという点にその特徴が認められる。換言すれば、少年監獄は収容者を社会と隔ててその境界に接し、少年らが獲得すべき資質や知識・技能など、「少年教化」上の視点を捉え実践していくことが求められていたのである。そうした意味において、本稿では少年監獄における知的障害者への対応がどのような社会状況を背景に登場し、国家統治上のいかなる対象とみなされていたのかについて把握していくことが課題となる。

本稿で小田原少年監を取り上げたことの原因として、当監を所轄する横浜監獄における幅広い特別処遇の展開を挙げることができる。横浜監獄は基督者典獄として著名な有馬四郎助の指導の下、手話応用による瘖啞者教育や女懲治人に対する裁縫手芸など、それぞれの特性を考慮した懲治場⁽²⁾の設置に積極的であった。小田原少年監もその流れのひとつに位置づけられ、創設時(1903年)は幼年囚の成人囚からの分離を目的に建設された幼年監(16歳未満の者を収容)としてスタートし、1907(明治40)年に男懲治場へ変更された後、刑法改正による懲治場の閉鎖を経て、1911(明治44)年以降は14歳以上18歳未満の者を収容する少年監に再編成されている。横浜監獄の先駆性や独自性に鑑み、少年監での知的障害者処遇においても、何らかの積極的な意

図が見出せるのではないかと考えた。

1 研究の目的と視点

本研究の目的は、明治大正期に横浜監獄小田原少年監(以下では小田原分監と記す)で行われた知的障害者処遇について明らかにすることである。具体的には、知的障害者が、いつ頃から、どのような契機をもって把握され、いかなる対応が試みられたのかを整理するとともに、その取り組みの諸特徴や背景について考察していく。

小田原分監における「低能者」処遇に関する先行研究は管見の限り見出せないが⁽³⁾、監獄事業の通史研究において若干の記述がなされている。『日本監獄教誨史上巻』の横浜監獄篇には、「病者、準病者(六十才以上の者及精神低格者)は其の居所につきて教誨をなし、其他は日曜日祝祭日に教誨堂に於て集合教誨を施行」(真宗本願寺派本願寺、真宗大谷派本願寺1927:406)と記され、大正期初頭には「精神低格者」の存在が認識されていたことが確認される。また矯正協会編『少年矯正の近代的展開』(1984)には、小田原分監に関する資料のなかに、少年受刑者教育規程中に定められた「低能者処遇方法」が掲載されている。

また、横浜監獄の懲治場を取り上げた研究からは、その後の少年監での処遇につながる実践上の基調を把握しよう。倉持史朗は、横浜監獄内に設置された女子懲治場に焦点をあて、女子児童に対する処遇や教育方針等について検討している。倉持は、女子懲治場では「実業教育に重きを置き」(倉持2016:175)た処遇が行われるとともに、収容者の個別調査(家庭状況や学歴・嗜好等)が実施されたことを明らかにしている。また、「ほとんど不就学」であった女子生徒らの境遇の転換に力が注がれたと指摘する。さらに伊藤照美は、同じく横浜監獄内に設けられて

いた盲啞懲治場について検討している。伊藤は盲啞懲治場の設置に関し、当時の9割以上の聾啞者が無教育で意思疎通が困難な状態におかれていたことをふまえ、「遺棄され放置された末に犯罪に至った社会から顧みられない聾啞者に対し、基礎的な教育と職業技術を施して保護」(伊藤2010:90)しようとしたことにその歴史的意義があると述べている。しかしその一方で、懲治場の廃止後はそれにかわる専門的施設はつくられず、「結局、(筆者注:瘖啞者で被告人となった者のほとんどが)懲役刑を科せられているのは、社会防衛上・治安上の観点にあったのだろう」(同上:91)と考察している。これらの研究から、懲治場では個々の収容者の貧困実態や就学の状況等が調査され、社会に出ていくための実業教育が取り組まれていたことがわかる。ただし、懲治場の廃止後は瘖啞者や女子への特別な施策は打ち出されず、犯罪にかかわった瘖啞者は社会防衛の対象として監獄収容を余儀なくされていたことが確認される。個人を把握する視点や方法において、懲治場実践はその後の少年監と共通する部分も多く、障害者に対するまなざしや捉え方とはいかなるものであったのか、これらの先行研究を手がかりにしながら検討をすすめる。

2 研究方法

本研究は史資料・文献に基づく実証的な研究である。具体的には、横浜監獄小田原分監編纂による年次統計書を時系列に整理するとともに、監獄事業の専門誌である『監獄協会雑誌』等を精査し、少年行刑並びに知的障害者処遇に関連した事象を把握する。また研究の対象期間は、横浜監獄小田原分監が少年監に指定される1911(明治44)年頃から、監内の知的障害者が八王子少年刑務所に移送される1926(大正15昭和元)年頃までとする。

なお、本研究は歴史的研究であるため、用語については当時の文献で使用されていた表現をそのまま用いている。また、資料引用の際には旧字・異体字・カナなどを適宜あらためた。

3 研究の結果

(1) 明治大正期における少年行刑をめぐる状況

1) 明治大正期における少年犯罪の状況

明治初頭から中頃にかけては、第一次資本主義恐慌による諸階層の分解と国民の窮乏化がすすみ、貧困層は乞食・捨子、無籍者、行旅病者として浮浪化していく時期であった(吉田2004)。さらに明治後半になると、戦役や自然災害の影響から非行・不良少年が急増し、これへの対策が促されるようになる。生江孝之は当時の情勢について、「明治二十七八年戦役の後の影響を受けた我国の社会情勢は、一面経済的変動、他面社会問題の惹起と相俟って道義の頹廢を招来した。かかる結果の一現象として、こじき、遊蕩及び浮浪児が激増し、特に少年放火犯が頻発した」(生江1947: 15)と記している。こうした状況を背景に、学者・官僚及び監獄実務家等から、幼年犯罪者の累犯防遏が社会統治上最も緊要な課題であるとの声があがり、独立した幼年監(懲治場)の設置による幼年者の保護と教育が推進されていく。小田原分監の設置(1903年)もこうした経緯のうちに位置づけられるものである。

1907(明治40)年に刑法が改正され、少年処遇は監獄法施行下における特設少年監での運営段階に入っていく。この時期における少年犯罪の状況に関しては、1911年から1913年の間に司法処分を受けた少年は20万9,367人、1年平均6万9,789人と報告され、司法省監獄局長谷田三郎は、「犯罪界に於ける人口の一割強は実に未成年の占むる所」(谷田1915: 3)であり、「少年犯罪者の数は減少せぬのみか、寧ろ増加し

つゝある」(同上: 4)と述べている。また司法参事官山岡萬之助も、「少年犯は今日誠に重大な問題」であり、「今日監獄に居る囚人数は凡そ六萬位である。右多数の悪少年が皆将来の相続人である」(山岡1917: 6-7)と事態の深刻さを強調している。明治の終わりから大正期に入っても少年犯罪は減少するに至らず、「社会統治上の課題」として残されたままの状態であったことが看取される。

2) 少年監獄における少年処遇の方針とその背景

これらの状況において、少年監ではいかなる方向性の下、どのような処遇が展開されていたのであろうか。重松一義は、「成人監獄に準じた刑罰としての少年囚処遇」が明瞭に打ち出され、「わが国伝統の儒教的教化を盛り込む工夫が行政的に指導された」(重松1976: 505)と述べる一方で、「教育簿」の設置など文部省の小学校教科基準に沿ったカリキュラム編成が実施されたと記している。監獄法が施行された1908(明治41)年、小山監獄局長は典獄会同で演説し、「監獄は規律の府である。規律に依って存在する」(小山1908: 6)と述べるとともに、「十八歳未満の者は〔中略〕教育を施し作業を課する上に於て大人と同視することが出来ないから別の監獄に容れるのである」(同上: 7)と少年監処遇の主旨を説明している。少年行刑は「紀律」と「教育」をキーワードとして展開されたことが読みとれる。

他方で明治末期から大正期にかけては、日露戦による戦後恐慌と農村凶作、さらには社会的事件としての「日比谷焼打事件」など、「国民精神の混乱や『醇風美俗』の破壊」(吉田2004: 199)が続いた時期であった。こうした状況に対応して、1908(明治41)年には「戊辰詔書」が渙発され、「上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産

ヲ治メ」ること等、国民教化の指針が打ち出されていく。また地方では、農村における貧困問題が顕在化するなか、「農は国の本なり」等の言説とともに、「著しく『精神的』尊農精神が強調され」(同上：201)ていく。こうした背景から、地方改良事業とその思想的支柱としての報徳思想に注目が集まることとなり、小田原分監における少年処遇にも取り入れられていくのである。

(2) 横浜監獄小田原分監における少年処遇

1) 施設概要及び教化指針

小田原分監は、神奈川県足柄下郡足柄村字谷津に建設された。大正2年統計書には「小田原町ノ北端ニ接続シ小丘地ヲ拓キタル所」で、「山海ノ風光ニ宜シ加フルニ土地高燥空気新鮮氣候亦順当全国稀有ノ健康地」(小田原分監1913：1)と説明されている。また小田原町の特性に関しては、「市内ハ漁業商業盛ナルモ工業地ニアラス附近一帯農業ニ従事シ風俗淳朴概シテ勤儉ノ良風アリ」と記されるとともに、「二宮尊徳先生ノ風化亦及ヘルカ如ク」と付け加えられている。小田原は尊徳の出生地であり、逆境に屈せず農村復興に尽力した先達の縁地であることに何らかの処遇上の効果が期待されていたことがうかがえる。

また、職員は分監長(典獄補)1名、監獄医1名、教誨師1名、教師3名、看守25名、雇2名、授業手2名が配置され、毎月、学術又は精神修養に関する講話や研究会が開催されている。分監長は1913(大正2)年5月に黒田源太郎⁽⁴⁾が着任してその責に任じ(岡本2007：69)、1919(大正8)年からは小橋川昭慶があとを引き継いでいる(不詳1919：54)。

少年処遇に関しては、1911(明治44)年に「少年受刑者教化指針」が定められ、「専ラ彼等ノ身体ノ訓練、智識ノ啓発並ニ習癖ノ矯正ニ努ム

ルコト」が目標とされた。教化指針は10項目から成り、その筆頭には「少年受刑者ハ家庭ノ冷淡、教育ノ欠乏、放侈怠慢、不規律等諸種ノ原因ヨリ今ノ境遇ニ陥リタルモノナレハ宜シク此等ノ欠点ヲ探求シ以テ之ヲ矯正感化スヘシ」と記されている。少年らの犯罪への関わりを家庭環境や就学状況及び個人の性質等から分析しようとしたことが看取される。さらに教化方針は、二として愛情と厳粛による矯正、三 温容坦懐、四 吏員は活模範であること、五 教育は出監後処世の素となるゆえ、自用を弁せしめ智徳の啓発に資するものであること、六 作業は労働への興味を与え勤勉耐忍の習慣を養うものであること、七 勤儉、八 規律秩序、九 清潔と続き、十では、教化とは寛厳の程度を適切にしながら、恥を知り身を立て君夫の鴻恩に報えるようにすることであるとの一文で締めくくられている。また解説では、そもそも少年受刑者の精神状態は「恰モ不毛ナル原野」の状態にあり、「心田ノ開拓」を図るには、宗教思想を注入し「祖先ヲ敬シ国家ヲ愛シ人道ニ遵フ」ことがその要件であると記されている(小田原分監1913)。

2) 処遇の実際

① 教育

小田原分監における教育処遇は、「簡易速成」を旨とする実用主義の方向性が採られていた(横浜監獄小田原分監1915)。これはそれまで、普通小学校の程度・教科書をもって教育をすすめたが、「徒らに形式に流れ実用的ならざる」という理由から示されたものである。1914(大正3)年には「少年受刑者教育規程」が制定され、その第3条には「實際的生活ト直接ノ関係ヲ有スル材料ヲ選定シテ簡易速成ヲ旨トシ」と明記されている。学級編成は、無学者から高等小学校卒業までの者を3学級に分けてこれに補習科を加え(表1・表2)、個人の学力に重きをおき、

進級を随時とする「差別的教育」が行われている。また教科書も、国定教科書以外のものを任意選択して使用しつつ、「実業補習学校及び徒弟学校用の教科書も採用され」ている。「処世上必須の知識技能を啓発する」にあたり、「実用」と「速成」が重視されたことがうかがえる。

② 作業

作業は、官司業として藁工・指物工・桶工等が、受負業として足袋底織・麻工・組紐工等が取り組まれた。しかしながら、それらの作業は「元来發育旺盛の時機にあり而も労働嫌忌の悪癖ある少年」の矯正には不適當とされ、「少年の感化は地に托せよ」のスローガンの下、耕転

地を拡張し農作を盛んにすることが企図された（横浜監獄小田原分監1915）。

③ 「二宮尊徳」の少年教化への活用

また小田原分監では、「受刑者教化の一方便」として、あるいは「人格教育上最も適当な措置」（横浜監獄小田原分監1915：8）として、郷土の偉人である二宮尊徳の事績・教理が活用された。具体的には、尊徳に関する図書の収集と収容者への貸与、教訓掛軸の掲揚、修身訓話における例示などである。また「事蹟を称賛し併せて先生に関する遺物を展覧」（不詳1914：35）する「尊徳祭」が催され、分監長・教誨師らによる訓話、肖像への拝礼のほか、尊徳縁者や県社報徳二宮

表1 教授程度表

組／教科目	修身	国語	算術	実業	体操
第一組	道德ノ要旨	発音仮名、日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読ミ方書キ方綴り方	通常ノ加減乗除 珠算ノ加減	—	体操及操練
第二組	全 上	日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ読ミ方書キ方綴り方	通常ノ加減乗除、 整数、小数、 珠算加減乗除	—	全 上
第三組	全 上	全 上	通常ノ加減乗除、 整数、小数、 歩合算、日用簿記、 珠算加減乗除	農業、水産、 工業商業ノ大要	全 上
補習科	全 上	全 上	全 上	全 上	全 上

表2 毎週教授時数表

組／教科目	修身	国語			算術	実業	体操	計
		読方	書方	綴方				
第一組	3	3	7	2	3	—	7	25
第二組	3	3	7	2	3	—	7	25
第三組	3	2	7	2	3	1	7	25
補習科	3	2	7	2	3	1	7	25

出典：(表1・表2ともに)横浜監獄小田原分監(1915)『大正三年 少年受刑者の処遇及統計彙報』p12をもとに筆者作成。

神社から借り受けた草鞋・羽織・文庫等の見物が執り行われた。少年らが綴った感想には、「おやかうかう」、「けんやく」、「道徳をわきまへ」、「安逸を貪らず」、「社会有用の人となり」等と記されており、ここに「少年教化」の効果の一端がみてとれる。

④ 統計書の作成

他方、小田原分監では、少年等がいかなる原因から「今ノ境遇ニ陥リタル」(小田原分監1913：5)のかが探求されていた。年次統計書には、受刑者の出入りに関する基本情報とともに、少年の犯罪との関連・背景について生育環境から身体・精神、嗜好等の幅広い情報収集がなされている。大正2年統計書の調査項目は以下の通りである(表3)⁽⁵⁾。

また黒田分監長は、監獄医・教師らとともに、収容少年の「個性調査」に取り組んでいる。黒田はその目的について、「彼が墮落の経路を尋ね、其の教育の効果が如何に環境に作用せられしかを論究し、以て其の原因と動機に就いて真摯なる考察を拂はん」(黒田1919：1)とその理

由を説明している。調査は収容者を成績優良児(10名)、成績普通児(52名)、成績劣等児(38名)に分類し、個々に(一)小学校に於ける成績及び性癖、(二)生育及び犯罪の経路(警察署や家庭の身上回答含む)、(三)調査概要を記す方法が採られている。

これらの調査結果を総括し、黒田は次のように記している。すなわち、犯罪少年の罪質は窃盗が大部分を占めている。少年囚の体格・栄養は共に劣等であり、精神状態に欠陥のある者は約三分の一を占めている。両親の不揃いな者は約十分の四、存在している。普通教育を終了した者は少なく、従ってその効果は犯罪防遏において微力である。犯罪動機は間食や遊蕩費の他に無職・失職乃至収入不足を要因とすると記されている(黒田1919)。また黒田は、少年の犯罪要因には「社会的原因」と「個人的原因」があることを指摘し(黒田1917a：65)、例えば、「幼時既に過度の労働に従事した」ことにより、却って「甚しく労働嫌忌」となり、これが「遊徒食」となって犯罪に至ることや(黒田1915a)、

表3 統計項目(大正2年)

番号	項目名	番号	項目名	番号	項目名
一	犯罪起因ト性質	十	体格	十九	入監度数ト罪名
二	出生	十一	指紋類別表	二十	入監度数ト年齢
三	生育	十二	特殊ノ嗜好	二十一	刑執行猶予中ノ再犯者
四	父母ノ存否	十三	初メテ女色ヲ解シタル 年齢ト婦人ノ種類	二十二	犯罪地ト罪名
五	家族中前科ノ有無	十四	疾病及死亡	二十三	言渡裁判所ト原籍地
六	家計ノ状態	十五	初メテ保護者ノ手ヲ離 レタル理由	二十四	前刑執行監獄釈放後 再犯ニ至ル期間
七	受刑者ノ職業ト保護者 ノ職業	十六	初メテ不良行為又ハ犯 罪セシ年齢ト罪質	二十五	前刑執行監獄釈放時ノ 保護方法
八	精神状態	十七	刑期ト罪名	二十六	出獄後ノ成績
九	低能者検査表	十八	入監度数ト刑期		

出典：小田原分監(1913)『小田原分監 受刑者ノ処遇』p38-39をもとに筆者作成。

少年囚の家庭が既に貧困不良の原因を帯びており、「何等便る所なく且つ頼む人なくして単身移動し来れる輩が其職を得ずして先づ生活に窮し犯罪を余儀なくする」などと記している(黒田1916)。

(3) 小田原分監における低能者処遇

1) 低能者の把握

① 低能者検査表の作成と人数の把握

収容少年への教育処遇と「個性調査」が取り組まれる中、知的障害者はどのように捉えられ認識されていったのであろうか。

小田原分監における知的障害者の存在はすでに懲治場時代から把握されており、1909(明治42)年の『幼年囚並ニ懲治生ニ関スル諸表其他調書類』中の「罹病者病類別」には「精神病二、白痴二」(横浜監獄1909)とその人数が記されている。少年監に移行してからは、1913(大正2)年に「低能者検査表」が作成され、19名の障害状況について個々に記録されている。検査表は14の項目から構成され、犯罪行為と障害との関連要素を、身体的(視力・聴力等)、精神的(表情・感情等)、心理的(記憶・数理概念等)見地から

抽出している(表4)。

また、統計書中には「精神状態」(大正4年からは「罪名及精神状態別」という表が作成され、毎年の入所者における知的障害者の人数が記録されている(表5)。その変遷をみていくと、当初は中間者・低能者の2分類であったのが、1914(大正4)年以降は、精神低格者・白癡及癡愚・癲癇・神経病者・精神病者の5つに区分されている。但し、それぞれの意味内容に関しては、「精神状態の分類は学者学派に依り各人各様」であり、「本分類は監獄医が斯道専門家の意見を参酌して定めたるもの」(横浜監獄小田原分監1916:10)とのみ記され、その用語に係る説明はなされていない。またその人数割合に目を向けてみるならば、平均して全体の31.8%を占め、1916(大正5)年には4割を超えていることが確認される。これについては黒田分監長も認めるところであり、「大正五年中我小田原分監に収容せし少年犯罪者百八十四名に就て其精神状態を区別すれば〔中略〕、百分の六十は普通者、百分の四十は精神薄弱又は低能者なり。此は唯一ヶ年の統計に過ぎざるも最近三ヶ年の状況は略同一なりとす」(黒田1917b:70)と述

表4 低能者検査表項目(大正2年)

項目	文章中に記された文言	項目	文章中に記された文言
罪名	放火・窃盗	嗅覚	普通・稍アリ・ナシ
犯数	初犯・再犯・三犯	感情	鈍シ・アリ・稍アリ・ナシ
表情	ナシ・アリ・稍アリ	記憶	鈍シ・稍アリ・ナシ
体格	上・中・丁	数理概念	鈍シ・アリ・稍アリ・ナシ
年齢	十五年～十九年	畸形	アリ・ナシ・左眼盲・右鼓膜穿孔・角膜翳
言語	低声・洪・普通・聴取り難シ・鈍	父母親族ノ身体状況	不詳・普通・父一升位飲酒・母喫煙など
視力	完・不完	番号	(各自の番号)
聴力	完・不完		

出典：小田原分監(1913)『少年受刑者ノ処遇』p47-48をもとに筆者作成。

表5 知的障害者の分類及び人数

年次 1913(大正2)年			年次 1914(大正3)年			年次 1915(大正4)年		1916(大正5)年		1917(大正6)年		1918(大正7)年		1919(大正8)年		1920(大正9)年		1921(大正10)年					
分類名/ 人数・%	人数	百分率 (%)	分類名/ 人数・%	人数	百分率 (%)	分類名/ 人数・%	人数	百分率 (%)	人数	百分率 (%)	人数	百分率 (%)	人数	百分率 (%)	人数	百分率 (%)	人数	百分率 (%)	人数	百分率 (%)			
普通者	112	74.2	普通者	122	79.2	普通者	109	64.1	110	59.8	116	66.7	99	68.7	78	70.9	37	63.8	28	66.7			
中間者	20	13.2	精神的 中間者	18	11.7	精神 低格者	51	30.0	69	37.5	46	26.4	41	28.5	26	23.6	14	24.1	9	21.4			
低能者	19	12.6	低能	10	6.5	白癡及 癡愚	10	5.9	3	1.7	12	6.9	2	1.4	5	4.6	6	10.4	4	9.5			
合計(人)	151	100.0	精神病	1	0.6	癩痢	—	—	△3	—	△2	—	△2	—	△3	—	0.9	—	0.0	1	2.4		
			魯鈍	3	2.0	精神病者	—	—	1	0.5	—	0.0	1	0.7	—	0.0	1	1.7	—	0.0			
			合計(人)	154	100.0	精神病者	—	—	1	0.5	—	0.0	1	0.7	—	0.0	—	0.0	—	0.0			
						合計(人)	170	100.0	△3	184	100.0	△2	174	0.0	△2	144	△3	110	100.0	58	100.0	42	100.0

出典：小田原分監(1913)『少年受刑者ノ処遇』p46をもとに筆者作成。
・百分率は筆者による。小数点第二位を四捨五入している(1914年～1921年も同じ)。

出典：横浜監獄小田原分監(1915)『大正三年少年受刑者の処遇及統計彙報』p69をもとに筆者作成。
・「合計」は記載なく、「入監者」の数値を用いた。「普通者」の数値は合計から他の数値を差し引いて表記した。

出典：横浜監獄小田原分監(1916～23)『少年受刑者の処遇及統計彙報』「罪名及精神状態別」をもとに筆者作成。

・大正7年・大正9年については資料が見つからないため、大正11年統計書の「累年比較表」の数値を用いた。

・△印は「精神低格者にして癩痢症を有するものを再掲したるもの」との説明あり。

べている。他方、表に付された説明においては、「少年犯罪者の精神状態が果して本表の如き割合なりとせば、其審理上精神病医の鑑定に俟つの必要あること勿論なりとす。然るに最近三年入監者中未だ曾て鑑定に附されたるものあるを聴かず」(横浜監獄小田原分監1916：10)と記され、収容少年らが障害に関する審理・鑑定なく科刑されていることへの憤りと疑念が付記されている。

② 低能者処遇の背景

さらに統計書では、1914(大正3)年より「罪名及犯数別」という表が作られ、犯罪種類(窃盗・詐欺等)と犯数(初犯～四犯)との関連が調査されている。説明文には「本表中三犯四犯の者あるは悉く精神低格者及癡愚者なりとす」(横浜監獄小田原分監1916：4)、「本表二犯二十人中癡愚者一名、精神低格者十名にして、三犯二名は皆精神低格者なり」(横浜監獄小田原分監1617：

5)と記され、知的障害者の存在が再犯や累犯との関連から把握されていったことが看取される。また、こうした調査を背景として、知的障害者への特別な対応の必要性が認識され、教育処遇への取り組みに進展したことを察知し得る。

2) 低能者処遇の実際

① 大正3年「低能者処遇規則」の制定

1914(大正3)年に制定された「少年受刑者教育規程」では、その第4条に「低能者ハ別ニ定ムル方法ニ依リ之ヲ教育スルコトヲ得」の条文が明記され、「低能者処遇方法」が規程内におかれている(表6)。「低能者処遇方法」では冒頭に、「低能者ハ其人格ヲ重シ温情ヲ以テ指導スヘシ」の文言が掲げられ、つづいて普通者との別異が指示されている。また、労働では「変化多く嫌忌ヲ来サ、ルモノヲ課シ」、教育では

「実物標本及絵画等ニ依リ」、「実際の知識ノ開発ニ努ム」ことが強調されている。さらに学級人数(10人～15人)・授業時間(40分以内)・疾病故障者への配慮(座席等)・教育程度(卑近で日常的な課題)・教科目や教授時数及び実際の知識の開発に努めること等、細かい規定がなされている(横浜監獄小田原分監1915)。

さらに、「其他教育上ノ施設事項」では、「階級規程ニ依ル上級ノモノ及低能者ヲシテ花卉ノ栽培ヲ為サシム」ことが周知されたほか、「少年受刑者階級処遇規程」(改正草案)の第10条には、「低能者ニ対シテハ監獄官会議ノ決議ヲ経テ本規程ノ一部又ハ全部ヲ適用セサルコトヲ得」(横浜監獄小田原分監1915:36-37)と定められた。低能者の特性を鑑み、「花卉ノ栽培」が教育に組み込まれるとともに、成績・行状を点数化して処遇の差別を図る階級制度に対しては、これを知的障害者には適用しないと判断されたことが確認できる。

② 教育処遇の実際—教師による取り組み

低能者に対する特別処遇については、大正4年統計書に「癡患者は如何なる程度まで教育し得らるゝか」(横浜監獄小田原分監1916:187-204)という論考(全18頁)が掲載され、17歳の少年に対する1年8か月にわたる取り組みの経過についてまとめられている(表7)。

論考は、一 生育関係、二 犯罪状況、三 入監時の状況、四 入監後の状況、五 処置の意見の5項目から構成され、まず障害と生育環境〔貧困・無就学・親との離別〕、障害と犯罪〔放火〕との関連について述べられている。次に入監時の状況について、身体・知識・記憶力・金銭計算・感情等の各要素から整理されている。つづけて入監後の状況に関し、一 教育的変化、二 心理的变化、三 作業上の変化の各方面から、その成果と課題について考察されている。

とりわけ当該論考では、教育的変化における「学科の進歩」について詳述されており、「強制

表6 少年受刑者教育規程 低能者処遇方法

一、低能者ハ其人格ヲ重シ温情ヲ以テ指導スヘシ
 二、監房ハ普通者ト別異スヘシ
 三、作業ハ成ル可ク共同的労働ノ習慣ヲ躰クルニ適當セルモノ若ハ変化多ク嫌忌ヲ来サ、ルモノヲ課スルコトヲ要ス
 四、日常ノ動作ハ常ニ注意シ心身ノ状態ヲ観察シテ処遇上参考トナル可キ事項ハ視察表ヲ以テ報告スヘシ
 五、教育ハ凡ソ左ノ方法ニ依リ施スヘシ
 イ、一組ハ十人乃至十五人トス
 ロ、教授ハ全一事項ニ付キ四十分以内トシ食後一時間ハ之ヲ避クヘシ
 ハ、目及耳等ニ疾病、故障アルモノハ特ニ教授上便宜ナル座席ヲ定ムヘシ
 ニ、直観教授ヲ主トシ実物標本及絵画等ニ依リ知識ヲ確実ナラシムヘシ
 ホ、体操又ハ運動時間ニハ耕作地等ニ引率シ実物ニ接触セシメ實際的知識ノ開発ニ努ムルヲ要ス
 ヘ、教科目及毎週教授時数左ノ如シ

教科目	修身	国 語			算 術	体 操	計
		読 方	書 方	綴 方			
教授時数	3	3	7	2	3	7	25

備考 書方ハ監房内ニ於テ毎夜四十分以内練習セシムルモノトス
 ト、教授ノ程度ハ成ルヘク卑近ニシテ日常使用スルモノヲ撰ミ簡明ナル課題ヲ与ヘ指導奨励スヘシ

出典：横浜監獄小田原分監(1915)『大正三年 少年受刑者の処遇及統計彙報』p13-14をもとに筆者作成。

表7 低能者処遇の実際(抄録)

第一 生育の 関係	①家庭状況－親の職業〔漁師〕・父母の存否〔父死亡・母他家に再嫁〕・生活程度〔貧困〕、 ②養育家庭での生活状況－伯父の職業〔漁師〕・生活程度〔貧困〕③養育家庭での暮らし〔障害(癡愚)事由による虐待〔食物制限〕、④就学状況〔不就学・無教育〕等。		
第二 犯罪の 状況	犯罪(放火)に至った経緯、犯罪の契機となった事柄〔近隣の漁師が芋穀を持ち去ったことによる口論〕。		
第三 入監時 の状況	①身体－発音・顔貌・表情・頭形・姿態、②知識－色彩・物の名まえ・定義、③記憶力－再生能力・意識に深く存するもの〔魚名30余種・長さ〕、④金銭計算〔加減〕、⑤感情－自我・観念〔鈍磨・激発〕・道徳的感情・感謝同情、⑥身体発育－発育不完全・劣悪体格。		
第四 入監後 の状況	一 教育的 変化	(イ)学科に表はれたる 進歩	作法上の進歩、読本・仮名文字への興味(伯父へ手紙)、数概念(4→40)の進歩。
		(ロ)宗教道徳観念の 変化	入監時「何も知らぬ」から僅かに進歩するも、行為に対する道徳的判断は至難。
		(ハ)操行に表はれたる 変化	清潔・動作・礼式等の進歩はあるが、善良な方向に変化させることは困難。
	ニ 心理的 変化	(ニ)一般智力の進歩	色彩、東西南北、官吏の名前、家畜・家具・什器等の概念・定義等非常なる進歩。
		(イ)記憶	記憶は部分的。一旦忘却したことは復現する能力はなく、又、思考することもなせず。
		(ロ)注意	低能者の疲労し易さに注意を払い誘導矯正に努めた結果、注意の継続をし得るに至る。
		(ハ)感情	智力の欠陥と家庭養育の失当により、病的感情は容易に融和するに至らず。
三 作業上の 変化	麻工、鼻緒繕、竹工等を取り組む。何れも短期間では著しい進歩を見ること能わざる。		
第五 処置の 意見	①本受刑者は犯罪の責任なき者。②刑罰の意義を理解せず、改良刑の目的を達すること能わず。故に唯社会保安の為に拘禁するに過ぎざる。③刑罰を止め保護機関に収容することが適当。④教育はある程度迄は可能だが、正不正の概念を増進し再犯防遏することは不可能。		

出典：横浜監獄小田原分監(1916)『少年受刑者の統計及彙報』p187-204 論考題目「癡患者は如何なる程度まで教育し得らるゝか」をもとに筆者作成。

*論考題目に続けて「入監 大正3年4月25日、放火初犯懲役5年、第14号、明治31年10月5日生」の記述あり

注入を避け精々本人の自発的欲求を俟って徐々に教授する」とともに、「会話講談」しながら「聴音発音の練習」に合わせて「観念の統一」を計ったと記されている。また、仮名文字の習得過程では、「最初一ヶ月は教師の眼前に座席を設け〔中略〕、外界からの悪化を受けざることに深く注意し、動作上の長所を賞揚して平易なる訓諭を加味したる談話をなし、以て訓練に努め」た

という。そしてその経過においては、「疲労を感じ沈鬱状態に陥る」時期もあったが、「一年有余日繰り返して授けた」結果、「姓名を片仮名文字にて精確に書き読み得るのみならず他に若干の仮名文字を記憶するに至り」、その後、伯父への手紙を書けるまでになったとされる。他方で、「宗教道徳観念の変化」については、「二宮尊徳」や「仏様」を用いた問答が繰り返しな

され、入監時における「何事も知らぬの一点張」から、「二宮先生、偉い人、神様になった」等、「宗教観念は僅かに進歩もみられる」が、「之を以て行為の道徳的判断をなさしむことは至難」と考察されている。また処遇上の注意点として、彼の理解力に鑑み、不良行為への制裁や懲罰は効果が少なく「諄々訓諭を加ふる」ようにすること及び、「低能者の疲労し易き」ことに「最善の注意」を払うこと等が綴られている。

これらをふまえ「五 処置の意見」では、本受刑者は「癡患者」というより「広義の白癡」に属す者であり、「犯罪の責任なき者」である。これに科刑するのは「社会保安の為」に過ぎず、社会保安の為の拘禁であれば「刑罰を止め保護機関に収容」すべきであり、特に彼のような年少者に対しては切にその必要を感じる、と主張されている。また、監獄教育はある程度可能ではあるが、「完全に諸般の智識を啓蒙し正不正の観念を増進せしめ之を感化教養して以て彼の再犯を防遏することは不可能なりと認む」と結論付けられている。

③ 「少年受刑者身神状態調査」の実施—監獄医による考察

教師らによる教育処遇が推進される一方で、監獄医による「少年受刑者身神状態調査」もすすめられていた。これは、「少年受刑者は〔中略〕之を精神病学上より見て如何なる状態にあるものなるか」(藤本1916:57)という問いの下、実施されたものである。

監獄医藤本慶太郎は、遺伝・養育及家庭・精神状態等の11項目⁽⁶⁾から「身神状態」を分析し、「総数百七十人中八十五人即ち五〇%は病的異常者にして其半数を占む」と述べるとともに、これらの者は「社会の公安を害し秩序を乱したる行為者」であり、「神経系統殊に脳脊髄に障害若くは不健全なる箇所を有するもの」(同上)と記している。また、少年囚の犯罪について原

因(動機)は何れも皆単純無味であるのに拘わらず、結果(行為)は因果の釣合わないものが多いと述べるとともに、「癡愚魯鈍精神低格者等」の犯罪に関し「世間を騒がし世人の膽をして寒からしめたる罪名」(藤本1917a:50)の多さを指摘している。藤本は「素質的遺伝」と「宿命的犯罪定型」⁽⁷⁾をその分析根拠としながら、知的障害者を「行刑の効力なく精神病院に収容せしむべきを妥当と思惟するもの」「性格に異常を有する精神低格者」「危険性を有する変質者」「生来性犯罪者と認むべきもの」(藤本1917b:46)等と分類・説明している。

3) 低能者処遇の方向性

黒田分監長は低能者処遇の方向性について次のように述べている。すなわち、少年犯罪者の中には気質異常者や低能者、精神的中間者も少なくない。こうした者が一ヶ所に収容されている現状においては、せめて監獄内で分類拘禁を行い、時間をかけて教養を身に付けさせなければ科刑の効果は期待できない(黒田1915b)という。また、少年監における特殊教育の必要性とともに、「之を普通児劣等児低能児に区別するの外、尚情意の異常児も之を認め、更に身体上の異常児、例へば神経衰弱、ヒステリー、癲癇、結核等の所謂治療的教育をも試みなければならぬ」(黒田1922:52)と訴え、「特殊教育として補助学級の編制が最も必要である」(同上:53)と締めくくっている。

また、1925(大正14)年の『少年受刑者の統計及彙報』「当所教育ノ根本方針」(小田原少年刑務所:1926)では、大正3年から大正10年に至る8年間の教育処遇について総括的に報告されている。すなわち入所者調査によれば、「収容者ノ三割二分強ハ精神低格者」であり、尋常小学校半途退学者である。また、彼等の多くが「無資産赤貧者ノ家庭」に成長した「教養ノ欠陥者」

である。従って教養を身に付けるには、「先ズ以テ各個性ヲ研究シテ個別的教育ヲ授」けることが急務であり、「特別的処遇」を施して、「其特性ニ対スル矯正術ヲ講ズルト共ニ一面長所ヲ発見シテ之ガ誘掖ニ努ムル」と述べられる。低能者への特別処遇は継続的に行われ、性質の「矯正」とともに「長所ヲ発見」しながら教養感化の方策が模索されていたことが看取される。

(4) 「心神耗弱者」の八王子少年刑務所への移送

1922(大正11)年に少年法が施行された。少年法は保護処分と刑事処分の両方を規定し、刑事処分については「懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル少年ニ対シテハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄内ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ於テ其ノ刑ヲ執行ス」(第9条)と定められた。同年、監獄官制により小田原・川越・姫路等7ヶ所の少年刑務所が設置されることとなり、これにより横浜監獄小田原分監は司法省直轄の小田原少年刑務所として独立することになった。また、その集容区分は「十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未満者ニ準スル処遇ヲナスヘキモノ」と規定されている(矯正協会編1984:563)。

他方で1926(大正15年昭和元)年、司法大臣訓令により「心神耗弱者」を収容するための新たな種別が設けられ、市谷刑務所八王子支所がこれに指定された(不詳1926:89)。1927(昭和2)年には、市谷刑務所八王子支所は八王子少年刑務所へと改められ、集容区分は「十八歳未満ノ処遇ヲ為スヘキモノ及十八歳以上ノ初犯者ニシテ十八歳未満者ニ準スル処遇ヲ為スヘキモノノ中心心神耗弱者ト認ムルモノ」と定められた。これにより、1926(大正15年昭和元)年から1928(昭和3)年にかけて、川越少年刑務所・岡崎少年刑務所等8つの刑務所から165人の「心神耗弱者」が八王子刑務所に移され、このうち小田原

少年刑務所からは、12名(軽度4名・中等度7名・強度1名)が移送されている(八王子少年刑務所1929)。

八王子少年刑務所の設置背景に関し、松井行刑局長は次のように述べている(不詳1927)。すなわち、犯罪少年の増加に伴い少年犯罪問題は重要な社会問題として取り扱われるようになったが、犯罪少年の中には「精神異常ノ為罪ヲ犯ス者」が少なくない。「異常少年」は普通の教養方法では感化矯正の実を挙げることの困難な者であり、他の少年との同一処遇では「少年教化上遺憾ナ点」も少なくない。ゆえに当局は「犯罪少年ニ対スル徹底的改善ヲ図ル」ため、「特殊行刑施設」に「精神異常少年」を収容して「科学的治療」を加えるとともに「適切ナル教育授産」を行って、「将来独立自営スヘキ資質ヲ養成」する計画を実施することにした、というのである。また松井局長は、これらの少年を放置するならば、「社会ノ落伍者トナリ或ハ社会ニ害毒ヲ流スニ至」と付け加えている。さらに1930(昭和5)年には皇族の視察にあたり、当時の武田又市所長が、当所行刑の目的については形式上行刑の文字を使用しているが、「實質には治療教育である」(武田1930:73)と説明している。

これらの経過からわかることは、小田原分監を含む少年監及びその後継となる少年刑務所での知的障害者への取り組みのうちに、「特殊行刑施設」という種別が新たに付け加えられ、彼らに対する組織的な選別と分離収容が実施されたということである。また、その「特殊行刑施設」は「精神異常」の者に対する「治療教育」を担う施設として構想され、「科学的治療」の効果に期待が寄せられたのである。

4 考察結論

(1) 小田原分監における低能者処遇の経過

本研究の目的は、明治大正期に横浜監獄小田

原分監で行われた知的障害者処遇について明らかにすることであった。経過をまとめると以下の通りである。

小田原分監における低能者処遇は、1913(大正2)年の低能者検査表の作成にはじまり、1914(大正3)年以降は、知的障害者の分類〔精神低格者・白癡及癡愚・癲癇・神経病者・精神病者〕とともにその人数が表にまとめられた。これらの表から、小田原分監では平均して3割強の人びとが知的障害者として把握されていたことが確認された。また犯罪種類と犯数との関連が調査されるなかで、再犯・累犯者における知的障害者の割合の多さが指摘され、これら検査・人数集計・再犯割合等から彼らへの特別な対応の必要性が認識されていったものと考えられる。当時の社会状況に目を向ければ、明治後期から大正にかけては浮浪・犯罪少年の増大という事象があり、とりわけ再犯・累犯者の防遏が「社会統治上最も緊急な課題」として重視されていた。そうした中で少年監では「紀律と教育」による少年矯正が推進され、同時に少年囚に混在していた知的障害者への処遇にも注力されていったのである。

低能者処遇は、1914(大正3)年、「少年受刑者教育規程」中に「低能者処遇規則」が規定され、これにより低能者処遇は小田原分監における教育処遇の一角に位置づけられることになった。低能者処遇では、教師らによる一対一の、或いは「一組十人乃至十五人」の学級における教科学習が取り組まれたほか、作業技術の習得や教誨師らによる宗教・道徳観念の指導が行われた。個別処遇により「読み書き」など効果が確認される科目がある一方で、「進歩を見ること能わざる」分野もあり、「個性研究」と「個別的教育」にさらに期待が寄せられた。

1926(大正15年昭和元)年、「心神耗弱者」を収容する八王子少年刑務所が設置され、全体で

は165名、小田原少年刑務所からは12名が移送された。設置目的は「感化矯正の実を挙げることの困難な者」に「科学的治療」を加えることとされたが、このことは同時に国家による知的障害者に対する組織的な選別と分離収容の実施でもあった。

(2) 小田原分監における低能者処遇の特徴

横浜監獄小田原分監における低能者処遇の特徴として以下のことが挙げられる。

ひとつ目として、小田原分監では、「少年犯罪者は家庭及び学校教育の欠陥と四圍の境遇に原因する」(横浜監獄小田原分監1917:15)との認識に立ち、個々の収容者の貧困実態や就学の状況等が調査され、社会に出ていくための実業教育が取り組まれていたということである。このことは懲治場での実践を引き継ぐものである。また、知的障害者と犯罪行為との関連分析において、障害事由など個人に帰する要因のみならず、個人をとりまくさまざまな状況〔尋常小学校半途退学、無資産、赤貧者の家庭に成長等〕が捉えられ、詳細なケースワークが積み上げられていったこともその特徴として指摘し得る。大正3年統計書では、犯罪原因における「個人的原因」と「社会的要因」について言及され、「個人的原因」とは個人の性格や遺伝等であり、「社会的要因」とは地方風俗の関係や生活に困るなどの経済等とされている。こうした考え方にもとづき、学校教育の不足を補うための補助学級の編成等が目指されたものと考えられる。これらの経過からは、障害者を医学的視点のみならず、環境・社会的な見方との相互作用として捉えていく視点の萌芽的な状況が確認される。

ふたつ目として、低能者の定義や分析における精神病学の影響力の大きさを挙げることができる。小田原分監では低能者に対する教育処

遇が推進され、「低能者の疲労し易き」ことを考慮し、「諄々」に、「最善の注意」を払って取り組みがすすめられた。そしてその結果として、効果の認められる部分と進展困難な部分が明らかにされた。しかしそれと同時に、精神病医学の立場からは、「遺伝」や「宿命的犯罪定型」等をその根拠としながら、低能者は「社会の公安を害し秩序を乱したる行為者」として精神病院への収容等が示唆されていた。低能者処遇における精神病医学の優位性は、1926(大正15年昭和元)年に「心神耗弱者」を収容するための新たな種別が設けられ、「治療教育」を目的として165人が八王子刑務所に移されたことから明らかである。小田原分監では「個別的教育処遇ヲ施スノ必要」(横浜監獄小田原分監1916:57)が強調される一方で、遺伝言説などに裏打ちされた当時の精神病医学が、処遇方針上において強い影響力を持っていたことが推察される。

三つ目は、毎年の入所者の三割以上が低能者・精神低格者であることが指摘される一方で、彼らへの審理過程において障害に関する鑑定はなされてこなかったという事実である。このことは、先行研究において伊藤(2010)が指摘していることに重なり、社会防衛上・治安上の観点から知的障害者の少年監収容が正当化されていたことをうかがわせるものである。当時の時代状況に目を向けるならば、日露戦後は、「国民精神の混乱や『醇風美俗』の破壊」(吉田2004:199)が続いた時期であり、これに対し「戊辰詔書」の渙発をもって「国民統合の理念が掲げられ」(池本1999:4)、「上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」ること等国民教化の指針が打ち出されていた⁽⁸⁾。すなわち、「国民統合」と「共同体秩序の再編成」(同上)が企図される社会状況にあって、知的障害者はいっそう「秩序を乱したる行為者」(藤本監獄医)として危険

視され、拘禁・科刑が自明視されていたことが推測されるのである。ここには、明治大正期の知的障害者観における「犯罪に近接する者」というまなざしが看取される。

また、「国民統合の理念」の少年行刑への影響についてふれるならば、小田原分監においても「祖先ヲ敬シ国家ヲ愛シ人道ニ遵フ」という「教化」の視点が貫かれ、その具体化として、小田原の地域特性に合わせるかたちで「報徳思想」の受刑者教育への積極活用がなされていた。規律・秩序・勤勉などが矯正教育の要点とされる中で、監内においても知的障害者が「上下心ヲ一ニ」し得ない者として見いだされていったことが推察される。

本論文は、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金:課題番号19K23253)の研究成果の一部である。

【注】

- (1) 留岡清男(1940)、杉田裕(1972)。
- (2) 懲治場は旧刑法第79条・80条・82条に定められ、「十二歳ニ満サル者」「瘡唾者」を収容したが、1907(明治40)年に現行刑法が施行されたことにともない廃止された。
- (3) 末松(2022)で、浦和監獄川越分監における知的障害者処遇を検討している。
- (4) 黒田源太郎は富山県尋常師範学校を卒業し、入善尋常高等小学校訓導を経て1904(明治37)年に市谷監獄に着任している(岡本2007)。黒田は社会調査の先駆者である横山源之助と同郷で親しい交流があった。横山を追想した手記には、「君ほど早く社会問題の研究に着手したものは無い。労働問題、工場調査、移民問題にも貢献して居る。〔中略〕私が今日まで拙劣にもせよ、斯うして新聞や雑誌に、或は著書に、思ふところを縦いまゝに物することの為し得るのは、実に当時君に指導された賜ものであると信じる」(黒田1933:397)と綴られている。黒田の犯罪少年に対する考え方には、下層社会の貧困実態を観察し調査報告をおこ

- なつた横山の影響をうかがうことができる。
- (5) また、収容少年に対する個性察知の方法については「医学博士三宅鉦一氏考案に係る特殊少年調査表に拠り身体状態精神状態及智力測定を為し一層個性を精確に知悉し以て処遇の方針を定める」(小田原分監1913: 17)と記されており、精神病学の権威であった三宅鉦一の知見が採用されていたことが確認される。
- (6) 11項目とは、一 精神病的分類、二 年齢、三 受胎期及出産月、四 遺伝、五 養育及家庭、六 犯罪月別及季節、七 犯罪行為の種類及動機、八 罪名と精神状態、九 自体的疾病、十 変質徴候、十一 入監後経過の状況である(藤本: 1916、1917a、1917b)。
- (7) 藤本医師は「『メンデル』氏の遺伝則」及び「『ロンブローゾー』氏の所謂宿命的犯罪定型」(藤本1917b: 44)について取り上げている。
- (8) 池本美和子は日本における社会事業の成立について論究し、「天皇を中心とするという国家体制の維持を前提に」(池本1999: 3)、資本主義経済が必然的にもたらす貧富の増大への対応が模索され、その動向が「地方改良と感化救済事業の中に取り入れていた」(同上)と述べている。
- 【参考文献】
- 藤本慶太郎(1916)「少年受刑者身神状態調査」『監獄協会雑誌』29(9), 57-64.
- 藤本慶太郎(1917a)「少年受刑者身神状態調査」『監獄協会雑誌』30(2), 49-56.
- 藤本慶太郎(1917b)「少年受刑者身神状態調査」『監獄協会雑誌』30(3), 40-47.
- 不詳(1914)「小田原分監に於ける二宮尊徳先生遺物展覧の状況」『監獄協会雑誌』27(12), 35-41.
- 不詳(1919)「叙任」『監獄協会雑誌』32(12), 54.
- 不詳(1926)「司法大臣訓令」『刑政』39(11), 89.
- 不詳(1927)「八王子少年刑務所開所式」『刑政』40(10), 76.
- 八王子少年刑務所(1929)「収容者ノ處遇并統計一斑」.
- 池本美和子(1999)『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって—』法律文化社.
- 伊藤照美(2010)「横浜監獄内にあった盲啞懲治場をめぐって」『日本聾史学会報告書』8, 82-92.
- 倉持史朗(2016)『監獄のなかの子どもたち—児童福祉史としての特別幼年監、感化教育、そして「携帯乳児」』六花出版.
- 黒田源太郎(1915a)「『検事の日記』に就て検事南海生に与ふ」『監獄協会雑誌』28(5), 60-70.
- 黒田源太郎(1915b)「『検事の日記』に就て検事南海生に与ふ」『監獄協会雑誌』28(4), 72-80.
- 黒田源太郎(1916)「不良少年は如何にして都市に集合するか」『統計学雑誌』360, 162-165.
- 黒田源太郎(1917a)「犯罪者は何故に前科者に多きかに就て原胤昭君に与ふ」『監獄協会雑誌』30(4), 59-67.
- 黒田源太郎(1917b)「優良児童の犯罪」『監獄協会雑誌』30(6), 70-71.
- 黒田源太郎(1919)『教育の欠陥が生みたる犯罪少年の告白と個性調査』広文堂書店.
- 黒田源太郎(1922)「教誨教育問題の改良に就て」『監獄協会雑誌』35(3), 52-55.
- 黒田源太郎(1933)「炉辺夜話」黒田源太郎.
- 矯正協会編(1984)『少年矯正の近代的展開: 少年法施行六十周年記念出版』矯正協会.
- 生江孝之(1947)「我国児童保護事業の発展過程とその動向(其の二)—感化法と少年法との動向とその協力」『社会事業』30(6-7), 15-20, 全国社会福祉協議会.
- 小田原分監(1913)『少年受刑者ノ処遇』.
- 小田原少年刑務所(1926)『大正十四年 少年受刑者ノ統計及彙報第二巻第四号』.
- 岡本孝之(2007)「黒田源太郎—小田原遺跡の発見者—」『西相模考古』16, 67-81.
- 小山温(1908)「小山監獄局長演説」『監獄協会雑誌』21(7), 3-14.
- 重松一義(1976)『少年懲戒教育史』第一法規出版.
- 真宗本願寺派本願寺・真宗大谷派本願寺編(1927)『日本監獄教誨史上巻』真宗本願寺派本願寺.
- 末松恵(2022)『少年行刑の歴史からみる知的障害者福祉の萌芽』大空社出版.
- 杉田裕(1972)「精神薄弱児の教育史」『精神薄弱問題史研究紀要』11, 11-28.
- 武田又市(1930)「皇弟高松宮殿下御台臨」『刑政』43(5), 71-77.
- 谷田三郎(1915)「我国に於ける犯罪少年の統計」『監獄協会雑誌』28(12), 1-16.
- 留岡清男(1940)『生活教育論』西村書店.
- 山岡萬之助(1917)「罪人の性格に就て」『監獄協会雑誌』30(11), 5-16.
- 横浜監獄編(1909)『幼年囚並ニ懲治生ニ関スル諸表

其他調書類』横浜監獄.

横浜監獄小田原分監(1915)『大正三年 少年受刑者の処遇及統計彙報』.

横浜監獄小田原分監(1916)『大正四年 少年受刑者の処遇及統計彙報』.

横浜監獄小田原分監(1917)『大正五年 第四回 少年受刑者の処遇及統計彙報』.

横浜監獄小田原分監(1918)『大正六年 第五回 少年

受刑者の処遇及統計彙報』.

横浜監獄小田原分監(1920)『大正八年 第七回 少年受刑者の処遇及統計彙報』.

横浜監獄小田原分監(1922)『大正十一年六月 小田原分監統計一班』.

吉田久一(2004)『新・日本社会事業の歴史』勁草書房.